## 令和元年9月森町議会定例会会議録

1 招集日時 令和元年9月3日(火) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和元年9月3日(火) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員 岡戸章夫 2番議員 加藤久幸 3番議員 中根信一郎 豊 4番議員 岡野 7番議員 吉筋惠治 中根幸男 8番議員 9番議員 鈴木托治 10番議員 西田 彰 11番議員 亀 澤 進 12番議員 山本俊康

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町 長 太田康雄 副 町 長 村松 弘 教 育 長 比奈地敏彦 総務課長 村 松 成 弘 防 災 監 小 島 行 雄 企画財政課長 佐藤 嘉彦 税務課長 山 下 浩 子 住民生活課長 富田正治 保健福祉課長 平田章浩 産業課長 長 野 了

村松達雄 建設課長 中村安宏 定住推進課長 岡本教夫 上下水道課長 学校教育課長 塩澤由記弥 松浦 博 病院事務局長 社会教育課長 高 木 純 一 会計管理者 監査委員 古川敏勝 花嶋 勇

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 花 嶋 亘 議会書記 清泉雅文

## 10 会議に付した事件

議案第61号 専決処分の報告承認を求めることについて

議案第62号 森町教育委員会委員の任命について

議案第63号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に 関する条例について

議案第64号 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例について

議案第65号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行 に伴う関係条例の整備に関する条例について

議案第66号 森町税条例等の一部を改正する条例について

議案第67号 森町印鑑条例の一部を改正する条例について

議案第68号 森町子ども・子育て支援法施行条例について

議案第69号 森町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例について

議案第70号 森町立幼稚園預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例 について

議案第71号 森町総合体育館建設基金条例を廃止する条例について

議案第72号 令和元年度森町一般会計補正予算(第4号)

議案第73号 令和元年度森町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議案第74号 令和元年度森町介護保険特別会計補正予算(第2号)

議案第75号 令和元年度森町病院事業会計補正予算(第1号)

議案第76号 物品売買契約の締結について

- 認定第 1号 平成30年度森町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2号 平成30年度森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について
- 認定第 3号 平成30年度森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認 定について
- 認定第 4号 平成30年度森町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5号 平成30年度森町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認 定について
- 認定第 6号 平成30年度森町大久保簡易水道事業特別会計歳入歳出決 算認定について
- 認定第 7号 平成30年度森町三倉簡易水道事業特別会計歳入歳出決算 認定について
- 認定第 8号 平成30年度森町大河内簡易水道事業特別会計歳入歳出決 算認定について
- 認定第 9号 平成30年度森町水道事業会計決算認定について
- 認定第10号 平成30年度森町病院事業会計決算認定について

## <議事の経過>

議長

( 亀 澤 進 君 ) 出席議員が定足数に達しておりますので、 ただいまから令和元年9月、森町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、森町議会会議規則第127条の規定によって、

9番鈴木托治君及び10番西田彰君を指名します。

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月26日までの24日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

( 「異議なし」と言う者多数 )

議長

( 亀澤 進 君 )「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日から9月26日までの24日間に決定しました。

日程第3、「報告事項」については、監査委員から例月出納検査の結果について、町長から平成30年度財政健全化判断比率等報告について、第27期株式会社アクティ森計算書類及び第28期事業目標について、以上、3件の報告が来ております。

お手元に配布のとおりですので、ご了承願います。

日程第4、議案第61号「専決処分の報告承認を求めることについて」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長

( 亀 澤 進 君 )本案について提案理由の説明を求めます。 町長、太田康雄君。

町 長

(太田康雄君)ただいま上程されました、議案第61号「専 決処分の報告承認を求めることについて」提案理由の説明を申し上 げます。

令和元年度森町一般会計補正予算(第3号)の専決処分でございますが、本年7月22日から翌日にかけ、発達した梅雨前線に伴う線状降水帯がもたらした豪雨であり、天方観測所での数値で、連続雨量158ミリメートル、時間最大雨量については、22日の18時から19時に45ミリメートルを観測しており、短時間に猛烈な豪雨となりました。

この豪雨により被災しました公共施設等の、早期の復旧に着手するため、経費の計上に急を要したことから、令和元年7月29日に専 決処分を行ったものであります。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ13,900千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,730,018千円とするものであります。

第2表地方債補正につきましては、災害復旧事業の財源として、 公共士木施設災害復旧を追加し、限度額を定めるものであります。

それでは以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

事項別明細書7・8ページ、7款1項5目、森町体験の里振興費 1,500千円につきましては、森町体験の里アクティ森の食体験ハウス内、レストラン厨房天井から雨漏りが発生したため、衛生管理上早急な対応が必要であり、そのための修繕費でございます。

11款1項1目、農業用施設災害復旧費1,100千円につきましては、大沢池下流水路の修繕費でございます。

2目、林道災害復旧費600千円につきましては、林道大尾大日山 線等の路肩補修、崩土除去など、3路線に係る修繕費及び、重機借 上料でございます。

3目、治山施設災害復旧費1,700千円につきましては、治山施設への流出土砂の除去、法面補修など、町民の森外5か所に係る修繕費及び、重機借上料でございます。

2項1目、公共土木施設災害復旧費9,000千円につきましては、 町道の路肩崩壊、土砂の流出、崩士・倒木除去、排水路の閉塞等、 道路16件、河川7件に対応するための手数料6,300千円と、準用河 川大洞院川の河川護岸決壊復旧のための測量設計業務委託料2,700 千円でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、19款2項11目、体験の里管理運営基金繰入金1,50 0千円につきましては、アクティ森レストラン厨房天井雨漏り修繕の財源の一部として、基金から繰り入れるものでございます。

20款1項1目、繰越金9,700千円につきましては、財源調整として計上するものでございます。

22款 1 項 9 目、災害復旧債2,700千円につきましては、準用河川 大洞院川の河川護岸決壊復旧のための測量設計業務委託に対する、 公共土木施設災害復旧債でございます。 以上が、専決処分に係る令和元年度森町一般会計補正予算(第3号)の内容であります。

よろしくご審議のうえ、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長

( 亀澤 進 君 )これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番西田彰君。

10番議員

(西田 彰 君 ) 1点お伺いします。大洞院川なんですが、 2、3年前にも決壊をいたしまして、改修がされています。この大 洞院川は、川自体のその流れが非常にこう蛇行しておりまして、か なり今の大雨が降る状態の中では、今後も決壊する可能性が他の箇 所でも出てくると思いますが、建設課等で多分見て回っていると思 うですが、今後そういった状況になるというところは他にはないで しょうか

議長

( 亀澤 進 君 )中村建設課長。

建設課長

(中村安宏 君 ) ただいまの西田議員のご質問でございますけれども、大洞院川について今後災害発生するおそれのある箇所についてでございますけれども、やはり大洞院川につきましては、今、西田議員がおっしゃいましたとおり蛇行しておりまして、しかも天然護岸ということで、決壊しやすいような状況にはなっておりますけれども、今、建設課の方で把握しております箇所につきましては、2か所ほどございます。この2か所につきましては、雨が降る度に職員がパトロールして、どういう状況なのかという確認をしまして、ひどくなるようでしたら何か対策を施すような箇所として把握はしているところでございます。以上です。

議長

( 亀澤 進 君 )10番、西田彰君。

10番議員

(西田 彰 君 )下の方、伏間とか下流に行きますと、河川の堤防敷などは地元の人たちが草を刈ったりなんだりしております。私は橘の衆、人達にあれするわけでありませんが、かなりその堤防、自然堤防っていうか、中で木が生い茂っていたり、非常にあ

の状況はあまりよろしくない状況になっております。その辺は町と しては何か対策が打てるようなことがあるのでしょうか。

議 長

建設課長

( 亀澤 進 君 ) 中村建設課長。

(中村安宏 君)流木等の対策ということでございますけれども、町と致しましては今のところ予防的に木を伐採する等については、よっぽどひどくならない限り対応しておりません。何か大雨の後に倒木したということになれば、すぐに対応しておりますけれども、今、決壊等した場合には、早急にこの災害復旧費を利用して対策を講じていくということで考えております。

議長

( 亀澤 進 君 )他に質問はありませんか。

12番、山本俊康君。

12番議員

( 山本俊康 君 )今回のこの補正については、だいぶあの雨によっての災害復旧ということで、これはやっぱり皆さん方の地域のことですので早く対策をとっていただきたいと思いますが、ちょっと分からない点を2、3点お聞きしたいと思います。

産業課の中の農業用施設災害復旧事業、大沢池の下流域というようなことでございますが、ここは前々からこの下流域については非常に傷んでいるし、豊田合成さんからも、今までもいろいろ要望があったということで、前々からずっとやってきてるわけですが、今回ここに大沢池下流域が出てるわけですが、これについてもう少し内容について教えていただきたいと思っております。それから建設課の今、西田議員からも話がありましたが、公共土木施設災害復旧事業の中の崩土の除去から測量委託等々が金額が出てるわけですが、道路として16か所、河川で7か所、結構多い数の中であまり金額が大きくないわけですが、まだまだ軽微な対応するということなのか、ここら辺は、実際に地元の皆さん方が心配をして要望しているような内容がこれで、全て間に合うのか、私もあの時、地域の方も、うちの方ですが、朝早く、もしくはまた夜も、水が溢れたというような時には見に行っているわけですが、そこら辺も今年についても、また7月末8月の頭に、要望書も地域の方と一緒に出させて

いただいた時にも先ほど建設課長から話がありましたが、実際に雨が出た、雨が降った時にどういう状況で水が溢れてるか、どういう状況になるかというようなことも含めてパトロールをしていただいて、その中で今後の対策を練っていくというようなことで、要望した時にもそんなことをお聞きをしました。これから先はこういう短時間に降るというのが常でございますので、この中に入っているとりあえずの復旧は今やることだと思いますが、これから先要望が出てることについて、対応していただきたいなと思うわけです。そこらへんも少しお教えいただけたらと思っております。あと体験の里の方も書いてありますが、レストランのこれは前々からあったのかどうか、そこらへんもちょっと確認をしたいです。よろしくお願いします。

議 長産業課長

( 亀澤 進 君 )長野産業課長。

( 長 野 了 君 )産業課長です。山本議員からのご質問にお 答えします。まず第1点目でございます。大沢池の状況について、 もう少し詳細にということでございます。今、議員からご発言があ ったように毎年地元や後は豊田合成からの要望に従って、だいたい 定額で上流からやってきているわけなのですが、今回被害があった 所については、やはり想定以上の水が流れてきたということで、昨 年実施したところが、コルゲートがありまして、その下に水が入っ てしまって、これが浮いてしまったという状況になりました。です ので早急にやはりそこは対応して、まず復旧をしております。今後 はやはりそういった水が想定されますので、そこの部分については そういったことがないよう、現状は、今、現状復帰しているのです が、その後コンクリをちょっと上に打つような形にして二度とこう いうことがないようにしようということに考えております。もう1 点体験の里レストランでございますが、以前から少し雨漏りはあり ました。今回の件でやはりひどくなったということで、やはり食品 を扱う、お客さんに食事を提供するところでございますので、早急 に対応が必要ということで、専決で申し訳ないですが、対応させて

いただいたというところでございます。以上です。

議 長建設課長

( 亀澤 進 君 ) 中村建設課長。

(中村安宏 君 )建設課長です。ただいまの山本議員のご質問でありますけれども、道路で16か所、河川で7か所ということでございまして、いずれもさほど大きな被害ではなかったということで、小規模に道路の決壊・崩土等があったものに対する対応経費ということで、今回の補正額で間に合ったところです。大きなところで言いますと、町道の橘4号線という道路がありますけれども、そこは路面水によって路肩が洗掘されて決壊ぎみになったということで、これをこういう案件、それから中川パイロット3号線では茶畑からの水によって、路肩が崩壊してしまったというようなところ、それから北戸綿から向天方に向かう路線ついても、路肩が小規模に決壊したというようなことがありました。河川で言いますと、一宮の大久保川沿いの山が少し崩れまして、大久保川自体がせき止められてしまったことで土砂の撤去を行ったりとか、こういう大規模ではないですけれども小規模なものが、16か所7か所ということで発生しております。

今後、要望が出されてる箇所につきましても、被災はしてない、一時的な大雨によって冠水をしたりとかというところは確認はさせてもらっていますけれども、こういう冠水する場所については、やはり豪雨が降るといろんなところで、やはりそういう状況になりますので、それを全て解消するというのはなかなか難しい話になってくるとは思います。そういうことで、現場をそれこそ大雨の時に確認させていただいた中で、どういう対策をすれば有効なのかというようなところも見ながら対応していきたいと思っております。こういう冠水するような場所につきましては、原因としては、やはり複合的な原因、例えば農業用水も兼ねていて、取水があるとか、太田川からの流入が多くなってしまうとか、そういうところも原因としてもあるかもしれないということで、そういうルートも含めて大雨の時に、少し現場のパトロールをしながら確認をして対策の方を考

えていきたいと考えております。以上です。

議 長

( 亀澤 進 君 ) 12番、山本俊康君。

12番議員

(山本俊康君)答弁をいただきまして大体分かったわけですが、1点だけ今、建設課長が豪雨等々による被害、私もあの現場に行って見させてもらったり、また実際に今年もこの7月の時には消防にも出ていただいて、現地に消防も来ていただいたという中で、やっぱり一時的に冠水をしてしまう地域が、これ常習的に前からあるし、最近では一旦水でそういうところが多くなっていると思いますので、是非皆さん方雨の中大変ですが、現地はしっかり確認をしていただいて、原因を突き止めていただいて、しっかりとした対策をしていただくように、地域の方も心配でございますので、多分要望書も出ていると思うし、私も地域の方と一緒に先だって要望も出させていただきましたので、パトロールなりしっかりして、原因追求をして、対策をこれからしっかり出していただくように、これは是非よろしくお願いしたいと思いますが、その点について、どうでしょう。

議長

( 亀澤 進 君 )中村建設課長。

建設課長

( 中村安宏 君 )建設課長です。山本議員のおっしゃったように、私達もパトロール、それから地元の方の声を聞いて、やっぱり一番状況がわかってるのは地元の方だと思いますので、そういう方のご意見等を聞いた中で対応していきたいと思います。以上です。

議長

( 亀澤 進 君 )他に質疑はありませんか。

7番、告筋惠治君。

7番議員

( 書筋惠治 君 ) 1点お伺いします。7款1項5目のアクティのレストラン天井の件でございます。雨漏りいうことでございますけれども、アクティの建物の外観を見ていますと大変、いつも見ながら、いい屋根のなりっていいますかね、美しいなと思いながらいつも見ているわけですが、当然雨漏りですから、屋根等に理由があったんだろうと思います。先ほどの課長の説明には、その原因そのものが、説明がなかったものですから、調べてみて、屋根の例え

ば前の台風で屋根の瓦が動いたとか、瓦が割れていたとか、またアクティが20年以上経過していますので、老朽化も最近進んでいます。その辺りの原因といいますか、屋根がなだらかでありますから、近年の大雨ですと、瓦と瓦の重ねから中に入っていくというような場合も考えられます。その辺の理由というか原因については分かっているのかどうかお伺いをします。

議 長

( 亀澤 進 君 )産業課長。

産業課長

(長野 了 君 )産業課長です。吉筋議員のご質問にお答えします。今、ご発言があったようにアクティ森、平成3、4年ぐらいから開業して、長年、もう30年近く経っております。まさに今、ご案内にあったように屋根の形状が少し特殊なところもございます。そういった中で原因としては、やはり屋根の老朽化、瓦の下の老朽化、いろんなものが傷んでそこから染み出してきてるということで、その箇所や、後はその水の経路を整理して今対応しているところでございます。以上です。

議長

( 亀澤 進 君 )他に質疑はありませんか。

10番、西田彰君。

10番議員

(西田 彰 君 )町の中心部、特に明治町そして本町の一部で、家の中へ水が入ってしまう、そういうお宅は、ちょっと道路よりも低いお宅がそうなる可能性が高いです。最近の一旦水ですと、もうしょっちゅう入ってくる。それも夜、夜中にそういった状況になる。朝起きてびっくりというようなことを聞きました。状況を見ますと、道路についている側溝、特に明治町なんかは左右へ付いてるんですが、狭いと思うんです。下へ行っても同じ幅、ずっと。ですから捌けおおせないのかなと思います。その辺のその、これからの、今後の一旦水で考えますと、側溝、下だんだん広くしていかないと捌けおおせん、もう毎回そういった状況になると思われますが、その辺は建設課でも町の中も点検をして見回りしていると思いますが、今の状況というのは改善されるものかどうか。

( 亀澤 進 君 ) 建設課長。

建設課長 | ( 中村安宏 君 )建設課長です。今の西田議員のご質問でご ざいますけれども、道路側溝の断面が小さくて捌けないのではない かというようなところでございますけれども、もちろんそれも多少 はあるとは思いますけれども、自分たちが大雨のときにパトロール 等するにあたりましては、やはりその下流の都市下水路、大きな水 路自体が、やはり大雨になるとかなり満水に近い状態になってしま う。それをもっとずっとたどっていくと、結局は小藪川とか、そう いうところにたどり着くというような状況です。一旦水が降ると、 側溝だけではなくて、その下流の河川自体がもうかなり水位が上が って、ずっと上流に向かって、なかなか水捌けが良くない状況にな ってしまうというようなことです。明治町等の冠水被害を防除する ためには、やはり根本的には河川の改修とかという話になってきて しまうと思いますけれども、なかなかそこまで全てやっていくとい うことは難しい話だとは思います。一つ、明治町辺りの話でいいま すと、やはり維持水として瀬入川の水を入れたりしてるような状況 があると聞いておりますので、そういう水の制御を、大雨のときに どういうふうにしてくかというところは、しっかり地元の人が、ち よっと管理していただきまして、なるべく余分な水が大雨の時に流 れないような対策等、もしそういう状況があるようでしたらね、考 えていただいたりとかということも一つの対策になるのかなとは思 いますけれども、根本的な対策についてはなかなかすぐにはできな いような状況になっております。以上です。

議 長

( 亀澤 進 君 )他に質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

議 長

( 亀澤 進 君 )「質疑なし」と認めます。 これから討論を行います。討論はありませんか。

( 発言する者なし )

議 長 ( 亀澤 進 君 )「討論なし」と認めます。

これから議案第61号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

( 起 立 全 員 )

議長

( 亀澤 進 君 ) 起立全員です。

したがって、議案第61号「専決処分の報告承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

日程第5、議案第62号「森町教育委員会委員の任命について」を 議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長

( 亀 澤 進 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。 町長、太田康雄君。

町 長

(太田康雄君)ただいま上程されました、議案第62号「森町教育委員会委員の任命について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、現教育委員の鈴木眞子氏が、令和元年9月30日をもって 任期満了となることに伴い、引き続き、同氏を森町教育委員会委員 として任命したく、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」 第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同氏は、平成25年10月1日に就任され、2期6年お務めいただき、 森町の教育の振興にご尽力いただきました。人柄も良く、幅広い知 識と公平な判断力を持っておられる方で、任期中には、森町の教育 について真摯に考え、母親の視点でも貴重なご意見・ご助言をいた だきました。

今後も町の教育振興に貢献していただけるものと確信しておりますので、教育委員会委員の任命につきまして、議会の同意をいただきますようお願いを申し上げます。

なお、新たな任期は、令和元年10月1日から令和5年9月30日までの4年間となります。

以上申し上げまして、提案理由といたします。

議長

( 亀澤 進 君 )これから質疑を行います。質疑はありませんか

10番、西田彰君。

10番議員 | ( 西田 彰 君 ) 教育委員会の会合に、鈴木さんに限らず、 出された問題に対して様々な意見を言われると思いますが、今回こ の教育委員会が、表にこう議事録と出てきたのが学校統廃合の問題 です。そういった中でこの委員のみなさんが、どれだけその会合で 意見を交わしているのか、鈴木さんに限らずね本当に真剣にね、こ の問題を討議したのかっていうことが、あの議事録ではあまり見ら れないと私は思っています。そういう点で、こういった大きな問題 になった時に、それぞれの委員がそれぞれの立場で、本当に真剣に 意見を交わしたのか、それを少し、会を主導した教育委員会の方で も、相当話は出されてますよと、この鈴木さんも意見を言いました よとか、こういったことが言われてますよとか、そういったものが あるならば、ちょっと教えてもらいたいと思いますがいかがでしょ う。議案と違ってますか。

議 長 町 長 ( 亀澤 進 君 ) 町長、太田康雄君。

(太田康雄君)ただいま、西田議員からご質問いただきま したが、本案は、森町教育委員会委員の任命についての議案でござ いますので、特定の案件についてどのような議論が教育委員会でな されたかということについては、議案にそぐわないご質問だと思い ますので、特定の事案ではなく、全般的に鈴木委員がどのような、 発言内容までは申し上げるわけにいかない点もあろうかと思います けれども、教育委員会の中でどのような活動をされているかという ことについてお答えさせていただきたいと思います。

議 長 学校教育 課 長

進 君 ) 塩澤学校教育課長。 

( 塩澤由記弥 君 ) 学校教育課長です。教育委員会の皆さまに おかれましてはご承知のとおりですけれども、定例会が毎月1回開 催されております。それ以外に、議員のご指摘のありました、学校 統合等大きな問題につきましては、その都度臨時会等を開いて検討 の方をさせていただいております。特にこの統合につきましては、 総合教育会議を年3回設けまして、それらを合わせて平成30年では 19回の会を設けております。そのような会合を通して審議をいただ いておりますけれども、鈴木眞子氏におかれましては、まずは地域で書道の指導をされているということで、学校行政の立場だけではなくて、地域の皆さんからの意見をご本人も把握されているということ、また、お子さんも学校の教諭をやられてるということで、それぞれの学校側、地域の声というものを、色々な立場から収集される中で、経歴書にもございますように、平成25年には文化協会の理事をやられていたりとか、現在もときわ保育園の理事もされております。そういった諸々の状況から、この教育委員としての求められる資質と言いますか、人格が高潔で教育・学術及び文化に関し識見を有する者のうちから選ぶというようなルールにまさに適しているというように考えます。以上です。

議長

( 亀澤 進 君 )他に質疑はありませんか。

1番、岡戸章夫君。

1番議員

( 岡戸章夫 君 )1番、岡戸です。鈴木さんに関しましては、私もここ2、3年くらい、総合教育会議がございまして、傍聴をずっとさせていただいております。その席でも、鈴木さんもいろんな観点からご発言されているのを見ておりますので、鈴木さんに関しては、今回の任命については異論はございません。その上でちょっと質問ですけれども、一般論ですけれども、教育委員会のメンバーを選任にするにあたって、やはりこのような時代、非常に多様な考えを持った方が入っていただいてそこでいろいろ議論をするという事が一つ大事かなと思います。そういったいろんな多様な意見を持った方を選ぶにあたって、どのような形でひとつの基準というか、選び方というようなものを持っておられるのか、そこを少し教えていただきたいと思います。

議 長 学校教育 課 長 ( 亀澤 進 君 )塩澤学校教育課長。

(塩澤由記弥 君 )学校教育課長です。ただいまの岡戸議員の ご質問にお答えいたします。委員さんの選出につきましては、地方 教育行政の組織及び運営に関する法律の中で定義されておりますけ れども、その中でやはりおっしゃられたような多様な委員様を選出 するにあたって、委員の年齢でありますとか、性別・職業に偏りのないように配慮するというようなことも謳ってございます。そのようなことに配慮して選任をお願いしております。以上です。

議長

( 亀澤 進 君 )教育長。比奈地敏彦君

教育長

( 比奈地敏彦 君 )今の岡戸議員のご質問で再度、私の立場か らお話しさせていただきますけども、私は今回、教育委員という立 場から離れているわけでございますけども、教育委員そのものの資 質云々という部分については、皆さん多分ご承知だと思うですけど も、基本的なスタンスというと教育にまず理解がある方、またその 多様性については、そのいろんな考えを持ってるから多様性って言 うじゃなくて、やはり学校のまずは応援ってですかね、子どもの立 場に立ったものの見方・考え方をしていただける方という部分は基 本においております。そういう中において今の流れで言いますと女 性の方が入る、または子育てを実際にやってる方が入る、または現 場の、要するに学校現場ですかね、常識的ないろいろの様々な教育 で起こる事案・事件についての対応に長けたっていうですかね、そ んな経験値のある方が入る、その他の中で、いろいろな地区の中で 推薦していただいている方等も入るわけですけども、森町について は私が言うにはあれですけども、バランスよく年齢構成それと地域 の声が自然に入る形っていうですかね、そういう部分では配慮させ ていただいております。

議長

( 亀澤 進 君 )他に質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

議長

( 亀澤 進 君 )「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

( 「異議なし」と言う者多数 )

議長

( 亀澤 進 君 )「異議なし」と認めます。

これから議案第62号を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

( 起 立 全 員 )

議長

( 亀澤 進 君 )起立全員です。

したがって、議案第62号「森町教育委員会委員の任命について」 は、同意することに決定しました。

日程第6、議案第63号「第1号会計年度任用職員の報酬、期末手 当及び費用弁償に関する条例について」及び日程第7、議案第64号 「第2号会計年度任用職員の給与に関する条例について」以上、2 件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長

( 亀澤 進 君 )本案について提案理由の説明を求めます。 町長、太田康雄君。

町 長

(太田康雄君)ただいま一括して上程されました議案第63号「第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例について」及び議案第64号「第2号会計年度任用職員の給与に関する条例について」提案理由の説明を申し上げます。本案は「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が平成29年5月に公布され、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件が厳格化されたこと及び一般職の会計年度任用職員制度が令和2年4月1日から創設されることに伴い、会計年度任用職員の給与等の支給等について規定するため、新たに条例を制定するものであります。

議案第63号「第1号会計年度任用職員の報酬期末手当及び費用弁償に関する条例」では、勤務時間が常勤職員より短いパートタイムで働く会計年度任用職員に対する報酬、期末手当及び費用弁償等を、議案第64号「第2号会計年度任用職員の給与に関する条例」では、勤務時間が常勤職員と同じフルタイムで働く会計年度任用職員に対する給料、期末手当、通勤手当等について、それぞれ条例で定めるものでございます。なお、施行期日は法律の施行に合わせ、令和2年4月1日からとするものであります。以上、提案理由の説明を申

し上げましたが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます

議 長 ( 亀澤 進 君 )日程第8、議案第65号「地方公務員法及び 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関 する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

町

長

議 長 ( 亀澤 進 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。 町長、太田康雄君。

(太田康雄君) ただいま上程されました議案第65号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が平成29年5月に公布され、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件が厳格化されたこと及び一般職の会計年度任用職員制度が、令和2年4月1日から創設されることに伴い関係する条例を、また、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が、令和元年6月に公布され、地方公務員法の欠格条項が一部改正されることに伴い、関係する条例をそれぞれ改正するものです。

改正を要する条例は、「森町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」、「森町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」、

「職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例」、「職員の懲戒の手続及び効果に関する条例」、「森町職員の育児休業等に関する条例」、「森町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」、「一般職の職員の給与に関する条例」、「森町職員等の旅費に関する条例」及び「森町語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例」の9条例であり、それぞれ規定の整備を行うものでございます

主な改正の内容は、会計年度任用職員の創設に伴うものとして、 人事行政の運営等の状況の公表の対象に第2号会計年度任用職員の 追加、地方公務員法改正に伴う引用条項の変更、会計年度任用職員の休職期間の追加、減給の効果における第1号会計年度任用職員に支給する報酬額の追加、育児休業取得対象者に会計年度任用職員の追加、旅費の支給対象に第2号会計年度任用職員の追加及び外国語指導助手を特別職非常勤職員から会計年度任用職員への変更等でございます。

また地方公務員法の一部改正により、成年被後見人等を地方公務員の欠格条項から削除することに伴い、所要の条例改正を行います。

なお、施行期日は、会計年度任用職員の創設に伴うものは、令和 2年4月1日から、成年被後見人等に係る欠格条項の適正化につい ては、令和元年12月14日とするものであります。

以上提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議のほど お願い申し上げます。

議 長

( 亀 澤 進 君 )日程第9、議案第66号「森町税条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長

( 亀澤 進 君 )本案について提案理由の説明を求めます。 町長、太田康雄君。

町 長

(太田康雄君)ただいま上程されました議案第66号「森町税条例等の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は平成31年度地方税制改正に係る関係法令の改正に伴い、令和元年10月1日以降に施行するものについて、所要の改正を行うものであります。

それでは、主な改正内容について、ご説明申し上げます。

3点ございますが、1点目は、令和元年10月1日から導入される 軽自動車税の環境性能割について、環境インセンティブを強化する ため、自家用乗用車に係る環境性能割の税率の適用区分を見直し、 消費税引き上げに伴う対応として、令和元年10月1日から令和2年 9月30日までの間に取得した、自家用乗用車の環境性能割の税率を1パーセント軽減するものであります。

2点目は、軽自動車税の種別割の実施及び現行の軽自動車税のグリーン化特例の延長であります。現在、新車新規登録を受けた三輪以上の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能に優れた、環境負荷の少ない軽自動車に対しては、その翌年度の税率を軽減するグリーン化特例が適用されておりますが、消費税率引上げに配慮し、この特例措置を2年間延長した上で、令和3年度以降の初回新規登録等を受けた自家用乗用車の電気軽自動車、天然ガス軽自動車について適用するものであります。

3点目は、子どもの貧困に対する措置として、令和3年度以後の個人町民税について、単身児童扶養者を非課税措置の対象者に加えるもので、具体的には事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対して、町民税を非課税とする措置を講じ、併せて町民税の申告書について、記載事項の簡素化を図り、単身児童扶養者の扶養親族申告書記載事項の追加を行うものであります。

なお、施行期日は法律の施行に合わせ、令和元年10月1日から令和3年4月1日と複数年にわたることから、それぞれ条例附則にて施行日を規定しております。

以上提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

( 亀澤 進 君 )日程第10、議案第67号「森町印鑑条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議

長

議 長 ( 亀澤 進 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。 町長、太田康雄君。

町 長 ( 太田康雄 君 ) ただいま上程されました議案第67号「森町

印鑑条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上 げます。

平成31年4月17日に住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布され、住民票に旧氏の記載を希望する者から住民票への記載を求める請求があった場合、住民票に旧氏を記載できるようになりました。これにより、国の「印鑑登録証明事務処理要領」が改正されたところでございます。

本条例は、国の事務処理要領に基づき、印鑑登録証明書の氏名欄等を住民票の表記に合わせるよう改正し、併せて、字句の修正を行うものでございます。

また近年、性の多様性について社会的な議論、社会的な認識が進んでおり、LGBT(性的少数者)への配慮として、印鑑登録証明書から性別欄を削除するものでございます。

なお、施行期日は住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令に合わせ、令和元年11月5日からとするものであります。以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長

( 亀 澤 進 君 )日程第11、議案第68号「森町子ども・子育 て支援法施行条例について」から日程第13、議案第70号「森町立幼 稚園預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例について」まで議 案3件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長

( 亀澤 進 君 )本案について提案理由の説明を求めます。 町長、太田康雄君。

町 長

(太田康雄君)ただいま一括して上程されました議案第68 号「森町子ども・子育て支援法施行条例について」から、議案第70 号「森町立幼稚園預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例について」までの3議案について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要

性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的に、「子ども・子育て支援法」が改正され、幼児教育・保育の無償化が本年10月1日から施行されることに伴い、関係する条例の整備を行うものでございます。

それでは、各条例について、ご説明いたします。始めに、議案第68号「森町子ども・子育て支援法施行条例」につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び罰則規定について、新たに条例で定めるものでございます。なお、これに伴い、「森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」及び「森町保育の必要性の認定に関する条例」を廃止いたします。

次に、議案第69号「森町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例」につきましては、子どものための教育・保育に関する利用者負担額に関し必要な事項について、新たに条例で定めるものでございます。なお、これに伴い「森町立幼稚園保育料徴収条例」を廃止いたします。

最後に、議案第70号「森町立幼稚園預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例」につきましては、幼稚園預かり保育料の免除対象者及び保育料の限度額の規定を追加するため、改正をするものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の ほどお願い申し上げます。

( 亀 澤 進 君 )日程第14、議案第71号「森町総合体育館建 設基金条例を廃止する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議

長

議 長 ( 亀澤 進 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。 町長、太田康雄君。

町 長 ( 太田康雄 君 ) ただいま上程されました議案第71号「森町

総合体育館建設基金条例を廃止する条例について」提案理由の説明 を申し上げます。本案は森町総合体育館建設のための基金の設置目 的が達成されたことに伴い、本条例を廃止するものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 ( 亀澤 進 君 )しばらく休憩をいたします。

( 午前10時35分 ~ 午前10時45分 休憩 )

議 長 ( 亀 澤 進 君 )休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15、議案第72号「令和元年度森町一般会計補正予算(第4号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議 長 ( 亀澤 進 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。 町長、太田康雄君。

町 長 ( 太田康雄 君 ) ただいま上程されました、議案第72号「令 和元年度森町一般会計補正予算(第4号)」について、提案理由の 説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ378,777千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,108,795千円とするものであります。

第2表、地方債補正につきましては、県営農地耕作条件改善事業の財源として「一般補助施設整備等事業」、町単独道路改良事業の財源として、「地方道路等整備事業」、現年発生公共土木施設補助災害復旧事業の財源として「公共土木施設災害復旧」の限度額をそれぞれ増額するものであります。

また、消防団車輌の導入事業が「緊急防災・減災事業」の対象と認められたことを受け、「防災対策事業」を減額し、「緊急防災・減災事業」を増額するものと、臨時財政対策債発行可能額の算定の結果を受け、当初見込額を下回ることから減額する限度額の変更でございます。

HX I

湯

こさいます。

以下、事項別明細書により主な補正の概要を歳出から申し上げます。

11・12ページ、2款1項5目、財産管理費100,000千円につきましては、平成30年度の決算状況から、今後の財政状況や公債費負担増に備えるため、財政調整基金に40,000千円、減債基金に60,000千円を積み立てるものでございます。

13・14ページ、3款2項1目、児童福祉総務費3,154千円につきましては、幼児教育の無償化実施に伴い、円滑な実施を図るため職員の時間外手当や旅費、ガイドブック等の作成を行う、幼児教育・保育無償化実施円滑化事業で、全額が県補助金で賄われます。

4款1項2目、予防費3,685千円につきましては、乳幼児期健康診査や妊婦健康診査等の母子保健情報が、転出入後に引き継がれることで、健康診査等の受診状況の把握や、効率的なサポートに活用ができるよう、マイナンバー制度による情報連携やマイナポータルでの提供を行うため、母子保健情報連携システムを改修するものでございます。

5目、診療所費、100,000千円につきましては、本年度途中の資金状況を勘案し、森町病院の経営基盤強化のため、繰り出しを行うものでございます。

15・16ページ、6款1項3目、農業振興費2,235千円につきましては、株式会社一宮が実施を予定しております、乗用型茶摘採機等の導入について、国の産地パワーアップ事業費補助金の採択見込みを受けて、当初予定していた中山間地域農業振興整備事業費補助金2,500千円を減額し、産地パワーアップ事業費補助金4,735千円を計上するものでございます。

2項2目、農地事業費、5,000千円につきましては、県営農地耕作条件改善事業「天竜川下流用水一宮」の、県の事業費の増額を受け、町の負担金を増額するものでございます。

17・18ページ、7款1項5目、森町体験の里振興費2,283千円につきましては、体験棟ロビーへの水の浸みだし、よんな市及び山里の

市の雨漏りに対応のための修繕費でございます。

8款2項2目、道路維持費19,840千円につきましては、緊急性を要する、道路の維持管理及び舗装補修等に対応するため、追加をお願いするものでございます。

3目、道路新設改良費15,000千円につきましては、西俣地内、町 道西俣・中島線外2路線改築事業について、袋井土木事務所との協 議に伴い追加が必要となった工事費8,000千円と無指定工事費7,000 千円でございます。

3項2目、河川維持改修費、5,996千円のうち、河川維持管理費 2,996千円につきましては、太田川ダム湖周辺の除草等の河川維持 管理手数料と堆積土砂により河川の通水能力の低下が顕著となって いる排水路等の浚渫作業等手数料をお願いするものでございます。

町単独河川改修事業3,000千円につきましては、近年多発している局地的豪雨等による被災が危惧されるため、浚渫工事や改修工事を行うもので、無指定分3,000千円をお願いするものでございます。

19・20ページ、5項1目、住宅管理費12,500千円につきましては、木造住宅耐震補強助成事業の申請件数が多く、今後予定される申請に対応するため、高齢者等世帯10件分の補助金の追加をお願いするものでございます。

21・22ページ、10款5項1目、学校給食費1,023千円につきましては、幼稚園における牛乳代の支払を一括して学校給食費で支出するため、10月以降の牛乳代を賄材料費に計上するものでございます。

6項4目、文化振興費2,195千円につきましては、当町出身で愛知県豊橋市在住の藤本氏から、小・中学生が「本物の美術品にふれあう機会をつくっていただきたい」と過日、絵画等美術品のご寄附をいただきました。今回この意向を受け、広く町民の皆さまにご覧いただく機会として、展示会を開催したく経費を計上させていただきました。また併せて、適正に管理するため備品購入費を計上するものでございます。

なお、当経費の一部につきましては、ふるさと納税にてご寄附を

いただきました寄附金の中から、教育振興に使っていただきたいという意向の寄附金分をふるさと応援基金から繰り入れ、対応することとしております。

7項2目、体育施設費89,283千円につきましては、旧周智高校校舎敷地等の取得について、県との協議が整いましたので、取得のための購入費を計上するものであります。

23・24ページ、11款1項2目、林道災害復旧費1,030千円につきましては、本格的な台風シーズンに備え災害復旧費を確保するもので、林道の路肩損壊等の修繕費420千円、支障木除去等手数料210千円と、崩土除去等のための重機借上料400千円を追加するものでございます。

2項1目、公共土木施設災害復旧費12,300千円のうち、公共土木施設災害復旧事業5,800千円につきましては、本格的な台風シーズンに備え災害復旧費を確保するもので、崩土除去等作業手数料4,000千円と、災害復旧工事費1,800千円を追加するものでございます。

また、現年発生公共土木施設補助災害復旧事業6,500千円につきましては、去る7月22日から翌日にかけて、梅雨前線豪雨により被災しました準用河川大洞院川の補助災害復旧事業の工事請負費でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、10款2項1目、子ども・子育て支援臨時交付金33、128千円につきましては、幼児教育・保育の無償化実施に伴い生じる地方負担分について、本年度はその全額を国費により措置するとされておりますので、無償化実施に伴い生じる地方負担分を計上するものでございます。

13款1項1目、民生費負担金25,176千円の減額につきましては、幼児教育・保育の無償化実施に伴い、10月以降の保育園保育料を減額するものでございます。

14款1項7目、教育使用料6,263千円の減額につきましては、幼児教育・保育の無償化実施に伴い、10月以降の幼稚園使用料を減額

するものでございます。

15款1項4目、災害復旧費国庫負担金4,135千円につきましては、 準用河川大洞院川の災害復旧事業に対する国庫負担金であります。

2項2目、民生費国庫補助金6,600千円の減額につきましては、 幼児教育・保育無償化システム改修に対する補助金が、県を経由す る補助金であることが判明したことを受け、国庫補助金を減額する ものでございます。

16款 2 項 2 目、民生費県補助金9,754千円につきましては、幼児教育・保育無償化システム改修に対する補助金が、県を経由する補助金であることが判明したことを受け、6,600千円を計上するものと、幼児教育・保育無償化実施円滑化事業に対する補助金3,154千円でございます。

7・8ページ、4目、農林水産業費県補助金2,235千円につきましては、株式会社一宮が実施を予定しております、乗用型茶摘採機等の導入事業が、産地パワーアップ事業費補助金の採択見込みとなったことから、予定していた中山間地域農業振興整備事業費補助金2,500千円を減額し、産地パワーアップ事業費補助金4,735千円を計上するものでございます。

6目、土木費県補助金5,500千円につきましては、木造住宅耐震 補強助成事業に対する県補助金でございます。

19款2項7目、ふるさと応援基金繰入金1,000千円につきましては、文化振興費に計上しました藤本コレクション管理経費の財源の一部として、ふるさと応援寄附金を財源に積み立てております同基金を繰り入れ、活用するものでございます。

14目、総合体育館建設基金繰入金121,440千円につきましては、 森町総合体育館建設基金条例の廃止に伴い、基金積立残額を一般会 計に受け入れるものでございます。

20款1項1目、繰越金252,649千円につきましては、臨時財政対策債減額分の振替、基金への積立金、公立森町病院繰出金の財源、及び財源調整としての計上であります。

21款 3 項 3 目、雑入2,697千円のうち、農林水産業費雑入2,500千円につきましては、県営農地耕作条件改善事業に係る地元負担金でございます。

22款 1 項 3 目、農林業債2,200千円につきましては、県営農地耕作条件改善事業負担金の財源として、一般補助施設整備等事業債を 計上するものでございます。

4目、土木債7,200千円につきましては、町単独道路改良事業の 財源として、地方道路等整備事業債を計上するものでございます。

9・10ページ、5目、消防債5,200千円につきましては、消防団車輌の導入事業が、緊急防災・減災事業債の対象事業と認められたことを受け、防災対策事業債15,400千円を減額し、緊急防災・減災事業債を20,600千円計上するものでございます。

7目、臨時財政対策債33,116千円の減額につきましては、本年度 の臨時財政対策債発行可能額の算定の結果、見込額を下回ることか ら減額を行うものでございます。

9目、災害復旧債2,000千円につきましては、準用河川大洞院川の補助災害復旧事業に対する公共土木施設災害復旧債であります。

以上が、「令和元年度森町一般会計補正予算(第4号)」の概要でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

長 ( 亀 澤 進 君 )日程第16、議案第73号「令和元年度森町国 民健康保険特別会計補正予算(第2号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議

議 長 ( 亀澤 進 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。 町長、太田康雄君。

町 長 ( 太田康雄 君 ) ただいま上程されました、議案第73号「令 和元度森町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」について、 提案理由の説明を申し上げます。

> 本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 13,790千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それ

ぞれ2,069,121千円とするものであります。

以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、6款1項1目、国民健康保険事業基金積立金10,000千円につきましては、国保事業の安定的な運営に資するため、平成30年度決算により生じた繰越金の一部を国民健康保険事業基金に積み立てるものあります。

8款1項3目、償還金3,790千円につきましては、平成30年度の保険給付費等交付金の実績に基づく精算で、超過交付分を県に返還するものであります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、6款1項1目、前年度繰越金13,790千円のうち、3,790千円につきましては、前年度の精算による償還金の財源で、10,000千円につきましては、基金積立の財源であります。

以上が、「令和元年度森町国民健康保険特別会計補正予算(第2 号)」の内容でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長

( 亀澤 進 君 )日程第17、議案第74号「令和元年度森町介護保険特別会計補正予算(第2号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長

( 亀澤 進 君 )本案について提案理由の説明を求めます。 町長、太田康雄君。

町 長

(太田康雄君)ただいま上程されました議案第74号「令和元年度森町介護保険特別会計補正予算(第2号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60,000千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,336,516千円とするものであります。

以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、5款1項1目、保険給付支払準備基金積立金60,0 00千円につきましては、平成30年度の介護保険特別会計余剰額を保 険給付支払準備基金へ積み立てるものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、8款1項1目、繰越金60,000千円につきましては、 基金積立金の財源としての計上であります。

以上が、「令和元年度森町介護保険特別会計補正予算(第2号)」の内容でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長

( 亀澤 進 君 )日程第18、議案第75号「令和元年度森町病院事業会計補正予算(第1号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長

( 亀澤 進 君 )本案について提案理由の説明を求めます。 町長、太田康雄君。

町 長

(太田康雄君)ただいま上程されました議案第75号「令和元年度森町病院事業会計補正予算(第1号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算の第2条につきましては、当初予算に定めた「業務予定量」のうち、第2条3号イの医療機器購入16,170千円を24,859千円に、同号ロの備品購入102,304千円を102,517千円に改めるものであります。

第3条は、当初予算第3条に定めた「収益的収入及び支出」の予定額の収入について、第1款病院事業収益、第2項医業外収益209,933千円に98,908千円追加し、308,841千円とし、病院事業収益の予定額を2,810,856千円とするものであります。

この医業外収益の増額につきましては、9月に企業債元利償還金の支払いが予定されており、それに伴う運営資金として、一般会計より他会計負担金を増額補正計上するものであります。

第4条は、当初予算第4条で定めた「資本的収入及び支出」の予定額の収入について、第1款資本的収入、第1項出資金155,237千円に1,092千円を追加し、156,329千円とするとともに、新たに第3項補助金6,719千円を追加し、資本的収入の予定額を279,548千円とす

るものです。

また、支出については、第1款資本的支出、第1項建設改良費12 0,674千円に8,902千円を追加し、129,576千円とし、資本的支出の 予定額を370,148千円とするものであります。

第5条では、当初予算第6条で定めた「一時借入金」の限度額を100,000千円減額し、700,000千円とし、第6条では、当初予算第9条で定めた「他会計からの出資金及び負担金」の額を100,000千円増額し、440,000千円とするものであります。

それでは、第4条の内容について申し上げますので、8ページを ご覧ください。

まず、下段の「資本的収入及び支出」の支出についてですが、建設改良費、1目、医療機器8,689千円は、11月から実施することとしました通所リハビリテーション用の機器、また検査で現時点では動作に異常はないと確認されたものの、旧式化し交換部品の一部が入手できなくなり、今後、必要時に支障をきたす恐れのあるAED装置、また、故障により現在レンタル対応している、救急外来用除細動器等を購入するものであります。

2目、備品213千円については、在宅人工呼吸器用非常用発電装置を購入するものであります。

次に、中段の「資本的収入及び支出」の収入について、ご説明します。1目、他会計出資金1,092千円につきましては、一般会計からの出資金の増額で、上段の「収益的収入及び支出」の収入の1目、他会計負担金、一般会計補助金98,908千円との合計額は、100,000千円となります。

中段に戻りまして、補助金、1目、国庫補助金106千円につきましては、支出で申し上げました、在宅人工呼吸器用非常用発電装置に係る備品購入費について国庫補助が受けられる見込みとなったことから計上するものであります。

2目、県補助金6,613千円につきましては、今年度実施する電子 カルテシステム更新に併せて行う「ふじのくにねっと」システム更 新費用について、県の地域医療連携推進事業費補助金を受けられる 見込みとなったことから計上するものであります。

以上、申し上げまして提案理由の説明といたします。よろしくご 審議のほどお願いいたします。

議 長 ( 亀澤 進 君 )日程第19、議案第76号「物品売買契約の締 結について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議 長 ( 亀 澤 進 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。 町長、太田康雄君。

町 長 ( 太田康雄 君 ) ただいま上程されました議案第76号「物品 売買契約の締結について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和元年度静岡県地震津波対策等減災交付金(地域総合防災推進事業)により、消防ポンプ自動車1台の売買契約を締結することについてでございます。

消防ポンプ自動車購入につきましては、製作期間に約半年を要し、ベースとなる車両を確保する必要があるため、去る8月5日に指名競争入札を行い、その結果、浜松市の静岡森田ポンプ株式会社が、17,050千円で落札いたしました。落札業者とは8月6日に落札金額に消費税及び地方消費税を加えた18,755千円で仮契約を締結いたしましたが、このたび本契約を締結したいので、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。なお、納入期限といたしましては、令和2年3月19日までとしております。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議を お願い申し上げます。

議長 (亀澤 進君)これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、岡野豊君。

4番議員 ( 岡野 豊 君 )1点お願いいたします。消費税額が落札者

入札価格掛ける100分の10ということでなっております。10月1日から消費税額が10パーセントに引き上げられるということで今言われておりますけども、この時点で10パーセントが計上されてるということと、万々が一10パーセントにならなかった場合には、この10パーセントの消費税額というものはどういう対応されるのか、1点お教え願いたいと思います。

議長

( 亀澤 進 君 )小島防災監。

防災監

( 小島行雄 君 )防災監です。ただいまの岡野議員の質問にお答えします。消費税につきましては支払いが来年ということで、10パーセントを計上させていただいております。もし10パーセントにならなかった場合ということですけど、変更契約をかけまして、再度契約をするような形になろうかと思います。以上です。

議長

( 亀澤 進 君 )他に質疑はありませんか。

10番、西田彰君。

10番議員

(西田 彰 君 )消防ポンプ車の仕様を少し説明を願います。というのは、平成25年度にポンプ車が2台入っています。24年にも1台入っています。その時には1,572万が平成25年。24年に入ったのは1,564万5000円ということで、200万、これが消費税が入ってるかどうかというのはちょっと申し訳ないが調べてございませんでしたが、金額にかなりの差があります。付属品、また、装備、そういったものがかなり違うのかどうか。

議 長

( 亀 澤 進 君 ) 小島防災監。

防災監

 の動力用のエンジンから作業機、ポンプの方に動力を伝達するための取り出す装置があるんですが、それが仕様にないということで、後付になるという形になっております。あと車両の軽量化を図るために車両の艤装、ボディにいろいろ装飾品とか付けるわけですけど、それについてアルミニウムを多く使用しております。また消防ポンプも放水能力を落とさずにポンプしたものを使用したいということで300万ほど高くなっております。以上です。

議 長

( 亀澤 進 君 )10番、西田彰君。

10番議員

彰 君 ) この森田ポンプ株式会社っていうのは、い 西田 つもここが落札するんですよね。このポンプ車が小型になってると、 またPTOが別付けだと。それにしても、逆に高くなってしまうっ ていうのは、車の仕様で4トン車と2トン車では、普通のトラック でいけば全然金額違うんですよね。そういう点で逆に同じぐらいだ っていったら意味は分かるんですけど、車の車両は安くなっていて それに附属がプラスされたから同じくらいになったというなら納得 できるんですけど、車は小さくなった、それで、この免許が中型と 小型と乗れないというのは去年、一昨年くらいからそういう状況に 法律が変わってなったんですよね、ですから森田でそんなもんPT Oが後付けでそういう仕様がなかったというのはこれおかしいと思 うんですよね。もう作っておかないといけないという状況だと思う のですけど、その辺森田にちゃんとしたそういったもの聞いたんで すかね。一般車両でも今PTO、ダンプとかそういものはついてい るだもんでさ。消防車だけないっていうのはちょっと考えられない。

 ( 亀澤 進 君 ) 小島防災監。

(小島行雄君)防災監です。ただいまの西田議員の質問にお答えします。ポンプ車についてはだいたい最近森田ポンプが落札しております。実際そのとおりになっております。作れる業者がかなり少ないということで、県内では、町では森田ポンプがずっと落札をしておるような形になっております。それについて、免許の関係で、1トン級でなければ使用ができないということでありまして、

作れる業者が非常に限られていることで、こちらの方にお願いしているような形になっております。森田ポンプの方に問い合わせをしてるかということですが、特別そういうことは聞いておりませんが、実際こういう仕様でいいかということで、内容については、ちょっと打ち合わせ等はしておりますけど、今の性能について落とさないように、車両を普通免許で運転できるような車両ということで、対応していただくような形で打ち合わせ等々をしておりました。以上です。

議長

( 亀澤 進 君 )10番、西田彰君。

10番議員

( 西田 彰 君 )契約後でもね、そういった仕様に対する質問とか問い合わせとか、そういったものはできますか。

議長

( 亀澤 進 君 )小島防災監。

防災監

( 小島行雄 君 ) 防災監です。ただいまの西田議員の質問にお答えします。契約した後でもそういういろんな条件で対応できるかということですけど、最初にもう仕様書ができておりますので、それに則った車両を用意していただくような形になると思います。以上です。

議長

( 亀澤 進 君 )他に質疑はありませんか。

9番、鈴木托治君。

9番議員

( 鈴木托治 君 )このいろいろな入札に関しましては、今までも度々私は非常に入札率が高いじゃないかということで疑問を呈してきたわけでありますが、今回も切り上げますとだいたい99パーセントという驚くべき数字が出てきてるわけですが、これはまさに本当に税金の無駄遣いのような典型じゃないかと思うので、そこでひとつ質問は、平和産業、日消機械工業、株式会社日本防火研究所の所在地をちょっと教えてください。

議長

( 亀澤 進 君 )防災監。

防災監

( 小島行雄 君 )防災監です。ただいまの鈴木議員の質問にお答えします。平和産業ですが、浜松市中区にございます。日消機械工業ですが、焼津市道原にございます。株式会社日本防火研究所

は、浜松市東区にございます。旭産業浜松営業所ですが、浜松市東区にございます。以上です。

議長

( 亀澤 進 君 ) 9番、鈴木托治君。

9番議員

( 鈴木托治 君 )この5社に入札をお願いするということは、 この5社に通知してあるわけですか、それとも全然通知無く無差別、 無差別というとおかしいけどこの5社の間では、この消防ポンプ車 を購入する入札の仲間だよということは当然知ってないわけですよ ね。その点どうですか。

議長

( 亀澤 進 君 )小島防災監。

防災監

( 小島行雄 君 ) 防災監です。5社につきましては指名通知をさせていただいております。それぞれに通知しておりますので、他の業者が、どこの業者が入っているかということはその時点では分かりません。以上です。

議長

( 亀澤 進 君 )9番、鈴木托治君。

9番議員

( 鈴木托治 君 )これは地元にそういう業者はないものです から当然よそへ出した。それなら名古屋とか静岡とかそういう、そ れこそ連絡が取れない全く未知なところへ出さないと結局は談合の 世界になっちゃうんですよ。これ談合なんていうとやってないと皆 さまそう思われますけど、談合はもう業界では常識になってるわけ ですよね。それは皆さん否定すると思いますよ。だけどこういう数 字に出てくるということはまさにその談合の証明であってね、私に 談合を証明せよと言われればできませんけどね、そういうそんなこ とは客観的な、常識というか知識で当然わかることじゃないかと思 うんですよね。だからもしその入札に対する談合を阻止しようと思 うなら、あるいは正当な、税金で買うんですよ税金で、だから安く 100万でも安く買えるなら、どうですかもっと遠くから。どこかわ からんようなところで買ったって別に問題は無いんじゃないです か。そういうようなやり方をしないと、もう入札率は絶対に今後も このまま永久的に続いて行くと思いますので、その辺どうでしょう か。

議長

長 | ( 亀 澤 進 君 ) 小島防災監。

防災監

( 小島行雄 君 ) 防災監です。だたいまの鈴木議員の質問にお答えします。県外業者でもよいではないかということでお話を伺いました。確かにそうですけど、今度購入する車両が消防車ということで、緊急性をかなり要している。県内の東部の方にも同じような業者があるわけですけど、修繕等が緊急に必要だということで考えますと、森町まで1時間以内に来ていただけるような業者で、修理が可能ということで東部の業者もありますけど、そこら辺は考慮させていただきまして、1時間以内ぐらいで着ける業者を選定しております。以上です。

議 長

( 亀澤 進 君 )副町長、村松弘君。

副町長

( 村松 弘 君 )副町長です。ただいまの防災監の答弁一部 修正をさせていただきながら、答弁させていただきます。業者につ きましては、営業所が県内にあるということでございまして、森田 ポンプの実際の製造は大阪で作っております。

それから先ほどの入札率の件でございますけども、本年は4月から8月の末までで46件入札をしておりまして、平均の落札率は95.38。物品に関しては6件ございまして、同じく平均の入札率は95.41ということでございます。消防ポンプ自動車の入札率は先ほど99とおっしゃいましたけども97.99ということでございまして、多少やはり特別な車ということで落札率はちょっと高めということになっております。先ほど発言がありました事については、私どもの方としては一切ないものというふうに捉えておりまして、粛々と契約行為をさせていただきたいと思っております。以上です。

議長

( 亀澤 進 君 )他に質疑はありませんか。

1番、岡戸章夫君。

1番議員

( 岡戸章夫 君 )1番、岡戸です。金額の事もいろいろある と思いますけれども、ちょっとそれはさておいて、特殊車両で特に やっぱりカスタム品の物ですから、メーカーさんによっていろいろ 当然特徴があると思います。現場の方の意見としては、実際に消防 団とかそれを扱う人たちにとっては機種が統一されていて、そういった操作性が統一されていたりするということが、一つ扱いやすさという面ではそちらの方がいいのかなと思います。そういったところで考えますと、その仕様について入札の条件で出す時に性能云々について細かく出されるのかなとは思いますけれども、そういう実際の使う現場の方にとって、例えばこういう、指定するというとあれですけどこういう車両がいいとか、そういった現場の声というのは反映されているんでしょうか。その辺少しお聞かせください。

議 長

( 亀澤 進 君 )小島防災監。

防災監

( 小島行雄 君 ) 防災監です。ただいまの岡戸議員の質問にお答えします。消防車両ですけど、選定するにつきましては防災課の担当の者がおりまして、よく地元の消防団員といろいろ協議をいたしまして、以前に購入したような同じようなポンプ車もありますので、そういう使い勝手を確認しながら、また基本的にはどういうふうな車両がいいのかねということで基本的には団員の声を聞いて反映させまして、選定してしていくということになっております。以上です。

議 長

( 亀澤 進 君 ) 1番、岡戸章夫君。

1番議員

( 岡戸章夫 君 ) そうしますと現場の方からこれと同じ車両がいいよとか、このメーカーの車がいいよとかそういった要望が出た場合、一方で入札してやっぱり価格は抑えていかないといけない、そういった独占的になっても一方でいかないっていうそういう面があると思うんですけれども、そこら辺はどういった形の車両を揃える、森町にとっていいのかっていうのはどうお考えでしょうか。やはり、例えば現場の方から指定されちゃうとそれはまた入札ということから外れてしまうのであれですけれども、やはりそういった中での使う方の要望が一方であるということをメーカーさんの方にこう伝えて、なおかつ安く購入するというそういったところの意思の疎通というのはどういった形で行われているのでしょうか、少しちょっと質問が分かりづらいかもしれませんけどお願いします。

議長

長 | ( 亀 澤 進 君 ) 小島防災監。

防災監

(小島行雄君)防災監です。岡戸議員の質問にお答えします。車両について指定ができるかということで伺ってますけど、車両購入につきましては、いろいろそういう車両確認しまして、いただきまして、それを基に仕様書というのを作ります。それについてこういう条件を整えてくださいということでありますので、必ずしも森田ポンプの車両でなければいけないということではなくて、同等のものができるということで仕様書を作っているわけです。それについては打ち合わせ、先ほども申し上げましたけど消防団員と打ち合わせをよくして、そういうことで、これだったら自分たちが使用できる、使用しやすいねということで確認をしていただいて、必ずしもその見たメーカーの車両ではないですが、同じものだということで認識をしていただいております。以上です。

議長

( 亀澤 進 君 ) 他に質疑はありませんか。

10番、西田彰君。

10番議員

(西田 彰 君 ) 1点、この平和産業とか日消機械とか日本防火研究所、旭産業、森田と違って、森田ポンプっていうのはもう名前を謳ってますね、会社は。他はおそらくこの消防ポンプに関しては全て同じようなものを、もし入札があればこの業者は仕入れて売ってくると私は認識しておりますが、そうするとやっぱり入札、今、托治議員がおっしゃったように専門外、森田にすれば消防ポンプというのはもう本当に専門で、どこの消防車見てもほとんどポンプに関しては森田なんですよね。ですから、その辺の販売はするけども、そういったものはやらないというのが平和産業とか日消とかって言うんではないかなと認識していますがどうですか。

議 長

( 亀澤 進 君 )小島防災監。

防災監

( 小島行雄 君 ) 防災監です。ただいまの西田議員の質問に お答えします。森田ポンプが主にやっているのではないかというこ とでありますけど、実際袋井市等もちょっと聞いたことありますけ ど、他社でも消防ポンプ車を購入したという実績もあるということ ですので、同じような仕様書を設ければ、別な会社でも落札するということになると思いますので、たまたま今まで森田ポンプが落札 していたというような認識をしております。以上です。

議 長 ( 亀澤 進 君 )他に質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

議 長 ( 亀澤 進 君 )「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

( 発言する者なし )

議 長 ( 亀澤 進 君 )「討論なし」と認めます。

これから議案第76号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 起 立 多 数 )

議 長 ( 亀 澤 進 君 ) 起立多数です。

したがって、議案第76号「物品売買契約の締結について」は、原 案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

( 午前10時40分 ~ 午前10時54分 休憩 )

議 長 ( 亀 澤 進 君 )休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第20、認定第1号「平成30年度森町一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第27、認定第8号「平成30年度森町大河内簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」まで認定8件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議 長 ( 亀澤 進 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。 町長、太田康雄君。

町 長 ( 太田康雄 君 ) ただいま一括して上程されました認定第1 号から第8号までの各会計決算について、提案理由の説明を申し上 げます。

平成30年度は、町民一人ひとりの豊かな暮らしの実現と、多様な

交流を育み、誰もが明るい未来を描くことができる環境を整えていくため、まちづくりの中長期的な指針となる「第9次森町総合計画」の本格的始動2年目の年でありました。

この計画は、行政だけでなく、町民と行政とが一体となってまちづくりを進めていくための共通の指針であり、人口減少を克服し活力ある町を今後も維持するため、「人の輪」(外部との交流)、「対話」(信頼の構築)、「調和」(人と自然)の3つの基本理念を掲げ、まちの将来像「住む人も訪れる人も心和らぐ森町」の実現を目指すこととしております。

加えて、同計画の確実な推進を図るため、役場組織の改編を行い、推進体制を整備し取り組んでまいりました。

こうした中、私の掲げましたマニフェストに沿って、主要な取り 組みを申し上げさせていただきます。

「1.人口減少に立ち向かう」としましては、少子化対策・子育て支援として、新たに、胎児の先天性風しん症候群を予防するための、麻しん風しん混合ワクチン任意予防接種事業の実施や、こども医療費助成事業の対象年齢を、高校卒業年代まで拡充するとともに、森っ子出産祝い金、保育士宿舎借上支援事業や、認可外保育施設利用料助成等の継続事業に取り組んでまいりました。

教育関係では、外国青年を招き外国語教育を通して、今後の国際 社会に対応できる児童生徒を育成していくための英語教育の推進、 不登校等教育支援センターや、通級指導教室の開設を行うとともに、 森中学校給食棟空調設備整備事業や、宮園小学校水泳プール改修事業、一部を本年度に繰り越しておりますが、幼稚園・小中学校空調 施設整備事業を行ってまいりました。

基盤整備関係では、町道等の基盤整備を進めるとともに、人口減少・少子高齢化社会を見据えた、立地適正化計画、都市計画マスタープランの策定に着手しました。

加えて、新たに定住推進課を設け、移住や定住を推進するとともに、住宅支援や空き家・空き地等の相談窓口の一本化を図り、併せ

て移住イベント等に積極的に参加し、交流人口の拡大に取り組んで まいりました。

「2. 財源を確保する」としましては、第4次森町行財政改革大綱、第3次森町行財政改革プランを行財政改革の心構えとし、取り組んでまいりました。

歳入確保の取り組みとしましては、納税者の利便性向上を図るため、コンビニやクレジットでの支払いを導入いたしました。また、ふるさと納税の推進を積極的に行い、多くの寄附をいただくことができました。

さらに、各種産業の振興のため、企業誘致対策に係る産業立地事業費補助金、茶業振興に係る農畜産物輸出拡大施設整備費や中山間地域農業振興整備事業費に対する補助金、農地基盤整備に係る農業関係県営事業等の負担金やシティープロモーション活動の一環として、アクティ森を核とした新たな魅力創出発信事業等に取り組んでまいりました。

加えて、公共施設の更新・統廃合・長寿命化等を計画的な視点で行うことにより、財政負担の軽減及び平準化を図るため、公共施設個別施設計画を策定しました。

「3.人にやさしいまちをつくる」としましては、国民健康保険特別会計や介護保険特別会計への繰出金、後期高齢者医療制度への負担金、一部事務組合で行っております、消防やごみ処理、養護老人ホーム運営等の分担金、さらに森町病院への繰り出しを行っております。

また、森町地域福祉計画・活動計画の策定、森町地域自殺対策計画の策定や新生児を対象としたブックスタート事業とともに、三倉デイサービスセンター空調機器更新等の新規事業に加え、愛光園サテライトでの障害児支援事業や精神障害者地域活動支援センター事業等、各種継続事業に取り組んでまいりいました。

防災・減災関係では、新たに防災課を設け、防災・減災対策の充 実を図りつつ、指定避難所に設置されている給水タンクや発電機の 更新、備蓄食料の拡充等を進めるとともに、家庭内の家具固定の推進を図ってまいりました。更に、Jアラート新型受信機の導入、災害時における対策本部災害情報共有システムを導入し、一部本年度に繰り越しておりますが、コミュニティ消防センター建設事業に取り組んでまいりました。

おかげをもちまして、各特別会計を含め予定しておりました事業 が円滑に執行されましたことを厚くお礼申し上げます。

最初に認定第1号「平成30年度森町一般会計歳入歳出決算認定について」提案理由の説明を申し上げます。

一般会計決算の概要につきましては、「一般会計決算説明資料」を 作成いたしましたので、お手元の説明資料に沿って説明させていた だきます。

なお、読み上げは千円単位までとさせていただきます。

最初に1ページをご覧下さい。決算規模は、歳入総額8,489,643 千円、歳出総額7,537,090千円となり、前年度と比較しますと、歳 入では271,468千円増加し、プラス3.3パーセント、歳出では108,42 0千円増加し、プラス1.5パーセントとなりました。

なお、資料にはありませんが、歳入予算に対する歳入決算の比率は102.7パーセント、歳出予算に対する執行率は91.2パーセントとなっております。これは、民生費の摩耶保育園園舎新築整備事業費補助事業、教育費の幼稚園・小中学校空調施設整備事業、農林水産業費の被災農業者向け経営体育成支援事業費補助事業等、予算総額で448,181千円を令和元年度へ繰り越したことに起因するものでございまして、令和元年度へ繰り越しました事業を除いた、歳出予算に対する執行率は96.4パーセントとなります。

次に、3ページをご覧下さい。

歳入から歳出を差し引いた形式収支(C欄)は、952,552千円で、 前年度に比べ163,047千円増加し、プラス20.7パーセントとなりま した。

次に、実質収支(E欄)は、個人番号カード交付事業、摩耶保育園

園舎新築整備事業費補助事業、被災農業者向け経営体育成支援事業費補助事業、防災・安全交付金事業(通学路安全対策)、コミュニティ消防センター建設事業及び幼稚園・小中学校空調施設整備事業を一部令和元年度に繰り越しましたので、翌年度に繰り越すべき財源(D欄)23,618千円を差し引いて928,934千円となります。

また、今年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年 度収支(F欄)は139,861千円の黒字となっています。

令和元年度への繰越金(L欄)は、今後の財政需要を考慮し100,00 0千円の決算積立(K欄)を行い828,934千円を繰り越すものであり ます。

続いて決算の概要を歳入から申し上げます。

1ページにお戻りください。

1 款、町税は2,728,775千円で、前年度に比べ222,880千円増加し、 プラス8.9パーセントとなりました。

これは、法人税の増加等による町民税の増加とともに、固定資産税の企業の設備投資による償却資産の増加等によるものであります。

2款、地方譲与税は114,696千円となり、前年度に比べ1,054千円 増加し、プラス0.9パーセントとなっております。

6 款、地方消費税交付金は366,505千円で前年度に比べプラス3.1 パーセント、7款、ゴルフ場利用税交付金は72,394千円でマイナス 1.5パーセント、8款、自動車取得税交付金は44,251千円でプラス5. 6パーセント、10款、地方交付税は1,946,141千円で、前年度に比べ 60,689千円増加し、プラス3.2パーセントとなりました。

この増加の主な理由としましては、JETプログラムの取り組みによる地域振興費の増加、臨時財政対策債償還費増による公債費増加等により、基準財政需要額の増加が収入額の増加を上回ったことによるものでございます。

14款、国庫支出金は552,496千円で、前年度に比べ80,107千円減少し、マイナス12.7パーセントとなっております。

これは、防災・安全交付金、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例 交付金等の増加はあるものの、障害者自立支援給付費負担金、公共 土木施設災害復旧費負担金、臨時福祉給付金給付費補助金、社会資本整備総合交付金、衆議院議員総選挙執行経費交付金等の減少によるものです。

15款、県支出金は473,300千円で、前年度に比べ30,457千円増加し、プラス6.9パーセントとなっております。これは、産地パワーアップ事業費補助金、中山間地域林業整備事業費補助金、県知事選挙執行経費交付金等の減少はあるものの、地域産業立地補助金、農畜産物輸出拡大施設整備費補助金、担い手育成総合対策事業費補助金等の増加によるものです。

17款、寄附金は104,873千円で、前年度に比べ35,663千円増加し、 プラス51.5パーセントとなりました。これは、ふるさと納税の推進 により、ふるさと応援寄附金の増加によるものです。

18款、繰入金は266,164千円で、前年度に比べ36,635千円増加し、プラス16.0パーセントとなりました。これは、財政調整基金繰入金の減少等はあるものの、公債費の増加に対応するための減災基金繰入金、工場誘致対策費に係る企業立地推進基金繰入金の増加等によるものであります。

21款、町債は704,800千円で、前年度に比べ107,270千円増加し、プラス18.0パーセントとなりました。これは、社会資本整備交付金事業の減少による土木債、公共土木施設災害復旧債の減少による災害復旧債の減少はあるものの、宮園小学校水泳プール改修事業や、幼稚園・小中学校空調施設整備業による教育債の増加等によるものであります。

次に、自主財源についてでありますが、4ページ以降の表をご覧 下さい。

歳入における自主財源比率は49.2パーセントで、前年度より0.1 ポイントの増となっております。

これは、繰越金の減少に対して町税及び繰入金の増による自主財

源の増加、国庫支出金の減少に対して町債及び地方交付税の増による依存財源の増加等により、自主財源の増加が依存財源の増加をわずかに上回ったことによるものであります。

主な自主財源であります町税の歳入決算額に占める構成比は32.2 パーセントとなり、前年度より1.7ポイントの増となっております。

次に、歳出でございますが、款、項、目、節の決算額は、お手元の決算書でご覧のとおりでございますので、性質別区分による分析に基づいて申し上げます。説明資料4ページの下段、歳出性質別経費比較の表をご覧下さい。

なお、単位は千円単位となっておりますので、ご承知ください。

歳出に占める人件費、物件費、扶助費、補助費、公債費等の経常 的経費(小計の1から6)は5,840,804千円で、構成比は77.5パーセ ントとなり、前年度に対し3.1ポイント上回っております。

また、10の投資的経費は702,431千円で、同じく構成比では9.3パーセントとなり、前年度に対し1.5ポイント上回っております。

経常的経費のうち、1の人件費は1,185,748千円で、前年度より3 0,669千円の増となっております。また、人件費比率におきまして は、7ページ中段のグラフにありますように21.1パーセントと、前 年度の21.8パーセントを0.7ポイント下回っております。

4ページに戻りまして、需用費、備品購入費、委託料等2の物件費は1,251,618千円で、前年度に比べ134,665千円の増、プラス12.1パーセントとなりました。増加の主な要因としましては、ふるさと納税推進事業、新たな魅力創出・発信事業、公共施設個別施設計画制定等支援業務等の委託料、三倉デイサービスセンターの空調修繕費や議場改修に伴う音響・椅子等の更新費用等の増加によるものであります。

4の扶助費は956,913千円で、前年度に比べ46,593千円減少し、マイナス4.6パーセントとなりました。

5 の補助費等は1,610,813千円で、前年度に比べ136,892千円増加 し、プラス9.3パーセントとなりました。これは、森町産業立地補 助金の増加等によるものであります。

6 の公債費は755,151千円で、前年度に比べ71,213千円増加し、 プラス10.4パーセントとなりました。

投資的経費のうち10の(1) 普通建設事業費は638,764千円で、前年度に比べ97,775千円増加し、プラス18.1パーセントとなっております。これは、宮園小学校水泳プール改修事業、幼稚園・小中学校空調施設整備業等による増加でございます。

次に、普通会計における各指標等について申し上げます。

説明資料の6ページの下段をご覧下さい。

基金の年度末現在高については3,045,275千円で、前年度に比べ76,429千円の減、マイナス2.4パーセントとなっております。このうち、財政調整基金につきましては、前年度に比べ10,698千円増の2,037,711千円となっております。減債基金につきましては、公債費増加に備え70,000千円の取り崩しを行っております。また、ふるさと応援基金については、ふるさと納税でいただきました寄附金の一部を積み立て、新たな魅力創出・発信事業の財源として7,000千円を取り崩しております。企業立地推進基金につきましては35,907千円の取り崩しの一方で、町有地売り払い金等を財源に2,054千円の積立を行っております。その他の基金についても、寄附金や利息等を積み立てるとともに、各事業の財源として各基金の一部を取り崩しております。

続きまして、7ページをご覧下さい。

年度末における町債の現在高は、前年度に比べ630千円増加し、8,852,791千円となっております。

このうち臨時財政対策債は、4,246,144千円と前年度に比べ78,63 7千円増加しておりますが、元金・利子が全額交付税措置されるも のであることを申し添えます。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきました 実質公債費比率は、10.1パーセントとなっており、前年度に比べプ ラス0.8ポイントとなっております。 なお、この比率が18パーセント以上となると地方債が許可制となり、公債費負担適正化計画を策定しなければなりませんが、充分、健全な数値と判断しております。

以上が、認定第1号「平成30年度森町一般会計歳入歳出決算」と 普通会計における各指標の概要でございます。

次に、特別会計の決算について説明いたしますので、お手元の決算説明資料の「会計別決算一覧表」も併せてご覧ください。

最初に、認定第2号「平成30年度森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定」について、提案理由の説明を申し上げます。

なお、以下の特別会計についても読み上げは千円単位までとさせ ていただきます。

決算規模は、歳入総額2,147,919千円、歳出総額2,091,867千円となり、前年度に比べ歳入では231,753千円減少し、マイナス9.7パーセント、歳出では142,077千円減少し、マイナス6.4パーセントとなっております。

歳入予算に対する歳入決算の比率は98.7パーセント、歳出予算に 対する執行率は96.1パーセントとなっております。

歳入総額から歳出総額を引いた差引残額56,052千円を翌年度へ繰り越すものでございます。

それでは、歳入から申し上げます。事項別明細書の5・6ページ をご覧ください。

1 款、国民健康保険税は462,970千円で、前年度に比べ12,390千円減少し、マイナス2.6パーセントとなっております。

3款、県支出金は1,417,437千円で、前年度に比べ1,297,895千円 増加し、プラス1085.7パーセントとなっております。

これは、平成30年度の制度改正により保険給付に要する費用が、全額県から交付されることとなったことによるものであります。

7・8ページ、5款、繰入金は111,764千円で、前年度に比べ51, 176千円減少し、マイナス31.4パーセントとなっております。

次に、歳出について申し上げます。

13・14ページをご覧ください。

2 款、保険給付費は、1,381,719千円で、前年度に比べ24,884千円増加し、プラス1.8パーセントとなっております。

なお、森町の1人当たりの年間医療費については、一般被保険者が352,836円で、県平均の350,530円を2,306円上回り、県全体では13位、退職被保険者が327,246円で、県平均の387,716円を60,470円下回り、県全体では25位となっております。

17・18ページ、3款、国民健康保険事業費納付金は、制度改正により新たに設けられたもので、財政運営主体である県が、各保険者に納付を求めるものであります。

平成30年度の納金額は595,145千円となり、県はこの納付金等を 財源とし、保険給付に要した費用を市町に交付することとなってお ります。

以上、認定第2号「平成30年度森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定」について申し上げました。

次に、認定第3号「平成30年度森町後期高齢者医療特別会計歳入 歳出決算認定」について、提案理由の説明を申し上げます。

後期高齢者医療特別会計については、町内在住の75歳以上を対象 とした後期高齢者医療制度の被保険者から保険料を徴収し、医療給 付等を行う静岡県後期高齢者医療広域連合に納めるものでありま す。

決算規模は、歳入総額204,727千円、歳出総額200,580千円となり、 前年度に比べ歳入では8,587千円増加し、プラス4.4パーセント、歳 出では4,527千円増加し、プラス2.3パーセントとなっております。

歳入予算に対する歳入決算の比率は100.3パーセント、歳出予算 に対する執行率は98.2パーセントとなっております。

歳入総額から歳出総額を差し引いた差引残額4,146千円を翌年度 へ繰り越すものでございます。

それでは、歳入から申し上げます。事項別明細書の5・6ページ をご覧ください。 1 款、後期高齢者医療保険料は153,136千円で、前年度に比べて7,944千円増加し、プラス5.5パーセントとなっています。

3款、繰入金は51,286千円で、前年度に比べ731千円増加し、プラス1.4パーセントとなっております。

次に、歳出について申し上げます。9・10ページをご覧ください。

1款、後期高齢者医療広域連合納付金は200,377千円で、前年度に比べ4,548千円増加し、プラス2.3パーセントで、歳出総額の99.9パーセントを占めています。

以上、認定第3号「平成30年度森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定」について申し上げました。

次に、認定第4号「平成30年度森町介護保険特別会計歳入歳出決 算認定について」提案理由の説明を申し上げます。

決算規模は、歳入総額2,351,391千円、歳出総額2,169,252千円で、 歳入予算に対する歳入決算の比率は100.3パーセントであり、歳出 予算の執行率は92.5パーセントとなっております。

歳入総額から歳出総額を差し引いた収支は182,139千円であります。

それでは、歳入から申し上げます。

決算事項別明細書の5・6ページをご覧ください。

1款、保険料は520,326千円で、65歳以上の第1号被保険者の保 険料であります。

3款、国庫支出金547,240千円と、7・8ページの4款、支払基金交付金541,433千円及び5款、県支出金311,456千円につきましては、それぞれ、国、社会保険診療報酬支払基金、県からの介護給付費負担金、地域支援事業交付金等であります。

9・10ページ、7款、繰入金は309,949千円で、町からの介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金、事務費負担金等繰入金及び低所得者保険料軽減繰入金であります。

8款、繰越金は104,806千円で、平成29年度からの繰越金であります。

11・12ページ、10款、諸収入は16,033千円で、介護予防サービス計画作成料等であります。

続いて、歳出について申し上げます。13・14ページをご覧ください。

1款、総務費は25,753千円で、介護保険の被保険者資格管理、保 険料徴収、被保険者証交付及び要介護認定等の事務に係るものであ ります。

2款、保険給付費は1,946,582千円で、要介護認定者等の介護サービス利用に係る介護給付費、介護給付審査支払手数料、高額介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費及び高額医療合算介護サービス等費で、歳出総額の89.7パーセントを占めております。

15・16ページ、3款、地域支援事業費は103,836千円で、介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業及び包括的支援事業等に係るものであります。

19・20ページ、4款、介護予防支援事業費は7,675千円で、介護予防サービス計画業務委託料等に係るものであります。

21・22ページ、7款、諸支出金85,403千円は、保険料の過年度還付金、国・社会保険診療報酬支払基金・県・町からの、負担金等の精算による返還金及び介護予防サービス計画作成料の精算に伴う繰り出しであります。

以上、認定第4号「平成30年度森町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」申し上げました。

次に、認定第5号「平成30年度森町公共下水道事業特別会計歳入 歳出決算認定について」提案理由の説明を申し上げます。

平成30年度においては、主要事業として森町浄化センターの増設 工事と維持管理業務及び汚水管渠の実施設計と築造工事を実施しま した。

歳入総額は905,821千円、歳出総額は845,161千円で、歳入歳出差 引残額は60,660千円となります。

それでは、歳入から主なものを申し上げます。

決算書事項別明細書の5・6ページをご覧下さい。

1款、分担金及び負担金は、下水道事業受益者負担金で調定額14,795千円に対し、収入済額は14,721千円で、収入未済額は74千円となっております。未済額の内容としましては、平成26年度分の未納者1名分でございます。

2款、使用料及び手数料は、公共下水道使用料と公共下水道手数料で調定額42,776千円に対し、収入済額は42,195千円で、収入未済額が581千円でございます。未済額の内容としましては、公共下水道使用料の、平成26から30年度分の未納者47名分でございます。

3款、国庫支出金は277,628千円で、水の安全・安心基盤整備総 合交付金でございます。

4款、繰入金は、一般会計繰入金で166,602千円、5款、町債は、 公共下水道整備事業債で325,000千円でございます。

7 · 8 ページ、6 款、諸収入は、延滞金、預金利子、雑入で合計 21,181千円でございます。

7款、繰越金は、前年度繰越金で58,493千円でございます。

続いて、歳出についてご説明いたしますので、9・10ページをご 覧下さい。

1款、下水道事業費701,847千円の内、主なものは、11・12ページ、2項1目、下水道建設事業費の汚水管渠実施設計等業務委託料20,050千円、森町浄化センター建設事業委託料356,520千円、汚水管渠築造工事の当年度分140,444千円、下水道管渠築造工事補償金80,950千円、森町浄化センター建設事業委託料(繰越分)30,000千円でございます。

2款公債費は、町債元金償還金と利子償還金で143,313千円でご ざいます。

以上が、平成30年度森町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算状況でございます。

また、供用開始区域内の下水道接続状況ですが、平成31年3月末 現在で、2,775人に下水道を利用していただいており、約58.4パー セントの接続率でございます。今後も接続率を高めるため、加入促進に努力してまいる所存でございます。

次に、認定第6号「平成30年度森町大久保簡易水道事業特別会計 歳入歳出決算認定について」提案理由の説明を申し上げます。

なお、以下の3特別会計につきましては、円単位まで読み上げさせていただきます。

本会計の歳入総額は1,431,991円、歳出総額は1,027,118円で、差引残額404,873円を翌年度に繰り越すものでございます。

歳入の主なものは、給水戸数62戸分の使用料と繰越金でございます。歳出は一般管理費と財産管理費でございます。

次に、認定第7号「平成30年度森町三倉簡易水道事業特別会計歳 入歳出決算認定について」提案理由の説明を申し上げます。

歳入総額は2,718,361円、歳出総額は2,485,770円で、差引残額23 2,591円を翌年度に繰り越すものでございます。

歳入の主なものは、給水戸数71戸分の使用料、一般会計繰入金、 基金繰入金及び繰越金でございます。

歳出は、一般管理費、財産管理費、維持改良費及び公債費でございます。

次に、認定第8号「平成30年度森町大河内簡易水道事業特別会計 歳入歳出決算認定について」提案理由の説明を申し上げます。

歳入総額は197,079円、歳出総額は159,278円で、差引残額37,801 円を翌年度に繰り越すものでございます。

歳入の主なものは、給水戸数15戸分の使用料、繰越金及び基金繰入金でございます。使用料及び手数料の調定額145,621円に対し、収入済額は127,835円で、収入未済額が17,786円でございます。収入未済額の内容につきましては、平成30年度分の未納者1名分でございます。

歳出は、一般管理費と財産管理費でございます。

当年度において、いずれの簡易水道事業も順調に運営する事ができました。

しかし、今後におきましては、給水人口の減少や施設の老朽化など課題も多く、経営も厳しくなる事が予想されますが、地域住民の期待に応えるべく努力してまいりたいと考えております。

以上、認定第1号から8号まで一括して説明申し上げました。よ るしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長

( 亀澤 進 君 )監査委員から発言があれば、発言を許します。

代表監査委員、花嶋勇君。

代 表 監査委員

( 花嶋 勇 君 )監査委員の花嶋でございます。一般会計及び特別会計の決算審査について申し上げます。

地方自治法第233条の第2項の規定に基づきまして、町長より審査に付されました平成30年度森町一般会計歳入歳出決算及び平成30年度森町国民健康保険特別会計外6特別会計の歳入歳出決算につきまして、去る7月18日・23日・25日・26日の4日間、吉筋惠治監査委員とともに審査を実施いたしました。

審査にあたりましては、一般会計及び特別会計歳入歳出決算書、 決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書その 他関係諸帳簿につきまして、関係法令に準拠して調製されているか、 財産運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効 率的に執行されているか等に主眼をおき、関係諸帳簿及び関係書類 との照合いたしますとともに、関係職員から説明を聴取するなどの 方法により行いました。

審査の結果でございますが、各会計の決算書及び調書類は関係法 令に準拠して作成されておりまして、違法、不適切、あるいは計数 の誤りは認められず、また関係諸帳簿、証書類の処理も適正である と認められたところでございます。

なお、審査の概要と所見を「決算審査意見書」として提出してご ざいますので、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

議長

( 亀澤 進 君 )ここでしばらく休憩いたします。

( 午後 0時30分 ~ 午後 1時15分 休憩 )

議 長 ( 亀 澤 進 君 )休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第28、認定第9号「平成30年度森町水道事業会計決算認定について」及び日程第29、認定第10号「平成30年度森町病院事業会計決算認定について」以上、2件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議 長 ( 亀澤 進 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。 町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄君)ただいま一括して上程されました、認定第 9号及び第10号の各会計決算について、提案理由の説明を申し上げ ます。

最初に認定第9号「平成30年度森町水道事業会計決算認定について」提案理由の説明を申し上げます。

まず、17ページをご覧ください。付属資料の、平成30年度の業務 状況でございますが、年度末給水人口は16,393人、給水戸数6,187 戸、年間総配水量2,836,657立方メートル、年間有収水量2,329,163 立方メートル、有収水量率82.11パーセントとなっています。

これらの数値を前年度と比較しますと、給水人口では63人減、給水戸数では31戸の増、年間総配水量では59,170立方メートルの減、年間有収水量は、54,047立方メートルの減となり、有収水量率は前年度と比較すると0.19ポイントの減でございます。

これからの説明の金額は、千円単位までの読み上げとさせていただきます。

21ページから23ページの、収益費用明細書でございますが、消費税を除いた収益合計は、前年度対比8.5パーセント増収の342,096千円、費用合計は、前年度対比21.6パーセント増の354,688千円で、差引12,592千円の純損金が生じました。

次に、24ページの資本的収入及び支出でございますが、上段の収入、資本的収入としましては、下水道事業に伴う配水管布設替工事 (その1)外2件の工事負担金及び企業債等で、収入合計165,254 千円となりました。

下段の支出、資本的支出といたしましては、職員2名分の人件費 と町道守山団地4号線外2路線配水管布設替工事外11件の工事請負 費、企業債償還金等で合計217,203千円を支出しました。

この結果、支出超過となりましたので、この補てん財源といたしまして、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額をもって充当いたしました。

以上が、認定第9号「平成30年度森町水道事業会計の決算状況について」でございますが、今後も各施設の使用効率を高め、有収水量の向上と経費の節減を図り、来るべき工事に備え、現金の内部留保に努め、今後の経営基盤の確立を図り、安価で安全な水の安定供給と経営の健全化に努めてまいりたいと思います。

次に、認定第10号「平成30年度森町病院事業会計決算認定について」提案理由の説明を申し上げます。

まず、9ページをご覧ください。付属資料の平成30年度事業報告でありますが、当年度は、第4次経営改革プランの2年目であり、病棟の安定的運営、経費の適正化など経営の効率化と目標達成に向けて取り組んでまいりました。

病棟につきましては、平成28年3月に病棟再編により3つの病棟をそれぞれ機能別に分化し、1病棟を一般急性期病棟、2病棟を地域包括ケア病棟、そして3病棟を回復期リハビリテーション病棟としました。この3つの病棟を患者の病状と入院目的により機能させ、ベッドコントロール会議を毎週行い、効率的な病棟運営に努めてきました。また、地域包括ケア病棟、回復期リハビリテーション病棟については、リハビリテーションを充実させるなど、在宅復帰に向けた退院支援を強化してきました。しかし、平成30年度の入院患者数については、一般急性期病棟に入院する患者が減少し、他病院からの紹介患者も減少したことから、全体としては前年度を下回る結果となりました。

外来診療につきましては、病院と森町家庭医療クリニックの機能

分化が進み、かかりつけ医としての森町家庭医療クリニックの認知度の上昇、巡回診療の実施、妊婦検診等の取り組みにより、患者数はほぼ横ばいを維持したものの、病院の患者数の減少傾向を止めることはできず、合計の患者数としては前年度を下回る結果となりました。

在宅医療につきましては、在宅医療支援室の在宅医療コーディネーターが中心となって運営し、多職種での情報共有を目的とした在宅医療・介護連携情報システムの活用に引き続き取り組み、訪問診療件数は、病院から家庭医療クリニックにシフトしたことにより病院の件数は減少したものの、全体としては前年度を上回ることができました。

それでは、平成30年度の患者動向および収支状況について、申し上げます。

14・15ページをご覧ください。

まず患者の動向でありますが、入院患者数は年間延べ数で40,490 人となり、対前年度比では2,916人の減、率で6.7パーセント減少し ております。

一日平均では110.9人で、対前年度比8人減少し、病床利用率は 前年度を6.1ポイント下回る84.7パーセントとなりました。

外来患者数は82,893人となり、対前年度比では、751人の減、率で0.9パーセントの減少となりました。

次に、収支状況でありますが、これからの説明の金額は、千円単位までの読み上げとさせていただきます。

19ページから22ページの、第3条予算の収益的収支の状況でありますが、収入の病院事業収益は2,794,896千円で、前年度に対し9,211千円減少し、伸び率ではマイナス0.3パーセントとなりました。このうち、医業収益は2,433,357千円で、前年度に対し、2,567千円減少し、伸び率はマイナス0.1パーセントとなりました。

医業収益の内訳では、入院収益が1,501,554千円で、対前年度63,494千円減少し、伸び率はマイナス4.1パーセントとなりました。ま

た、外来収益は782,701千円で、対前年度50,755千円増加し、伸び 率は6.9パーセントとなりました。

医業外収益は350,177千円で、対前年度16,941千円減少し、伸び率 はマイナス4.6パーセントとなりました。減少の原因は、他会計負 担金、保育園収益、長期前受金戻入、その他医業外収益が減少した ことによります。

次に、支出の病院事業費用は2,806,189千円で、対前年度6,219千 円増加し、伸び率は2.3パーセントとなりました。このうち医業費 用は2,656,420千円で、対前年度51,310千円増加し、伸び率は2.0パ ーセントであります。

この結果、決算書5ページの経常損失は10,007千円の計上となり ました。これは、入院収益が減少した一方で、給与費等が増加した ことなどによるものであります。

なお、特別利益と特別損失を加減した当年度純損失は11,293千円 の計上となりました。

続きまして、23ページをご覧ください。

第4条予算の資本的収支の状況を説明申し上げます。

先に下段、資本的支出から説明いたします。総額は442,811千円 で、建設改良費として148,307千円を執行しました。その主な内訳 として、防犯カメラ、高磁場MRI装置、配薬ワゴン、訪問看護ス テーション用車両等を購入したものです。

また、企業債償還金は294,504千円となりました。

次に、上段、資本的収入は、資本的支出に伴い算出された一般会 計出資金として181,053千円を繰り入れ、建設改良費の財源として の企業債で152,200千円を収入としました。

以上、認定第9号及び第10号を一括して説明申し上げましたが、 よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

長 ( 亀澤 進 君 ) 監査委員から発言があれば、発言を許しま

代表監查委員、花嶋勇君。

議

## 代 表 監査委員

表 | ( 花 嶋 勇 君 )企業会計の決算審査について申し上げます。

地方公営企業法第30条第2項の規定に基づきまして、町長より審査に付されました平成30年度森町水道事業会計決算及び平成30年度森町病院事業会計決算につきまして、去る6月24日、告筋惠治監査委員とともに審査を実施いたしました。

審査にあたりましては、両事業会計の決算書、附属書類等につきまして、その事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかを検証いたしますとともに、経済性の発揮及び公共の福祉に増進が図られているかどうかに主眼をおき、会計帳簿、証拠書類との照合、点検及び関係職員からの説明を聴取するなどの方法により行いました。

審査の結果でございますが、両事業会計の決算書及び附属書類は 関係法令に準拠して作成をされており、計数の誤りは認められず、 経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められたとこ ろでございます。

なお、審査の概要と所見をそれぞれの会計の「決算審査意見書」 として提出をしてございますのでよろしくお願いをいたします。以 上でございます。

## 議長

( 亀澤 進 君 )以上で、本日の日程は全部終了しました。 次回の議事日程の予定を報告します。

9月10日午前9時30分、本会議を開き、各議案に対する質疑、並びに委員会付託を行います。

本日は、これで散会します。

( 午後 1時31分 散会 )